

令和5年第1回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和5年1月25日(水)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前10時01分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	岡 安 広	出席	1	長 澤 い と	出席
	2	岩 上 賢	出席	2	川 野 信 之	出席
	3	関 山 功 一	出席	3	齋 藤 光 則	出席
	4	進 藤 貴 一	出席	4	渡 邊 明 子	出席
	5	江 原 健 治	出席	5	神 田 潔	出席
	6	黒 須 宣 夫	出席	6	小 林 一 夫	出席
	7	山 下 幸 一	出席	7	安 野 和 好	出席
	8	吉 田 敏 雄	出席	8	清 水 清	出席
	9	大 山 峰 夫	出席	9	今 泉 志 江	出席
	10	安 藤 富 司 夫	出席			
	11	荒 井 肇	出席			
	12	齋 藤 美 佐 夫	出席			
	13	江 口 泰 夫	欠席		出席者	22名
14	小 島 俊 雄	出席		欠席者	1名	
議事参与制限 を受ける委員		会長からの 出席要請者		農政課		
事務局	事務局長	佐々木 雅美	局長補佐	本村 剛士		
	主 査	塩村 孝太郎	主任	安藤 寛子		
	主任専門員	岡安 秀夫				
説明員	主 査	塩村 孝太郎	主任	安藤 寛子		
	主任専門員	岡安 秀夫	農政課	伊藤 寛和		

審議事項

- (1) 土地改良法第52条第8項の規定による農業委員会の同意について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局長	皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から令和5年第1回農業委員会総会を始めさせていただきます。はじめに、本日から職務復帰されました進藤会長から御挨拶を頂戴したいと存じます。
会長	おはようございます。私事ではございますが、病気療養中皆様方には大変御迷惑と御心配をおかけいたしました。皆様のご協力により、議事も無事進行することが出来ました。改めて感謝申し上げます。本日も慎重審議をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。
事務局長	現在の出席は農業委員13名、推進委員9名でございます。なお、関山委員におかれては所用により途中退席との報告をいただいておりますので、よろしく願いいたします。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第1回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に岡安委員、岩上委員を指名いたします。
議長	はじめに事務局から発言を求められていますので、発言を許可します。
事務局	事前にお配りした農業委員会総会資料の7ページ、協議報告事項2の2-1中、転用の内容について、「分家住宅敷」と記載されておりますが、正しくは「分譲住宅敷」となります。誠に申し訳ございませんが、ご訂正くださいますようお願い申し上げます。
<u>日程第1 議案第1号 土地改良法第52条第8項の規定による農業委員会の同意について</u>	
議長	日程第1 議案第1号 土地改良法第52条第8項の規定による農業委員会の同意についてについて を議題といたします。 本案につきましては、土地改良事業における換地計画の認可申請を行うにあたり、農業委員会の同意を求める旨の依頼が白岡市からありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	それでは、議案第1号 土地改良法第52条第8号の規定による農業委員会の同意につきまして、ご説明いたします。 今回、ご説明させていただきます案件につきましては、篠津北東部地区に於いて、株式会社〇☆〇☆〇☆が事業主体となり施行しております土地改良事業について、土地改良法第96条第1項の規定により準用する、同法第54条第2項、ただし書きにおいて土地改良事業の計画に格段の定めがある場合には工事が完了する以前に換地処分をすることができる。とあり、この土地改良事業の計画書の第9章第6節

農政課

「換地処分の時期に関する特則」において、換地処分は、土地改良事業の工事がすべて完了する以前に行うものとし、その時期は、ほ場の区画に係る工事が概ね完了するなど境界の確定が可能な段階に達した時期とする。とあることから、換地処分を行うための条件が整ったため、事業主体から本市農業委員会に対し、土地改良法の規定による換地計画の同意を求める申請がありましたので、ご審議をいただくものです。

別冊資料を御覧願います。1枚めくっていただきまして、表紙ですが、地区名は、「非補助土地改良事業篠津北東部地区」、事業主体は、株式会社○☆○☆○☆です。

続きまして、次のページの換地設計書、換地設計総括表、1換地設計樹立の基本方針について、ご説明させていただきます。

(1) 換地設計の基準、1従前の土地の地籍の基準につきまして、基本的に登記簿地積とし、一部実測した地籍によるものとしています。2土地の評価方法及び清算金算定方法につきまして、非農用地については、不動産鑑定評価を基本とし、従前地の評価については、取得価格から算出される開発利益を見込めない農地価格によるものとし、清算金基準は、事業によって増加した価値を地積に比例して配分する「増加額比例地積清算方式」としています。

(2) 団地計画の内容につきましては、原野等によって分断された従前の8団地が1団地となり、表の右側の1団地当たりの面積の換地の欄ですが、農用地として約7万8千m²の換地としています。

(3) 換地処分の時期について、(ア)換地計画に係る土地改良事業の工事完了の時期については、令和5年3月を予定していますが、電柱移設等関連工事の遅れや資材調達の遅れ等の理由により、工事の完了時期は遅れが見込まれています。(イ)換地処分の時期については令和5年3月を予定しています。

続きまして、次のページの2地区総計表についてご説明させていただきます。

先ず、「従前の土地」についてご説明させていただきます。

登記簿等に基づき算出された総面積は一番下の欄の106,012 m²となっています。

内訳は、上段から、田が28筆24,634 m²、畑が3筆1,336 m²、原野、これは遊休農地になりますが、128筆75,692 m²、合計159筆101,662 m²、次に、換地を定めない土地といたしまして、機能交換の対象とせずに清算金処理をする県道及び市道の一部になりますが合計で32筆1,109 m²、次に法第54条の2第6項及び第7項の規定による土地といたしまして、位置等を変更して機能交換される土地ですが、道路が13筆2,462 m²、水路が13筆3,239 m²、合計で3,239 m²となっています。

これらの土地の評定価額は、最下段にあります約2億5千6百万円となっています。

次に「換地又は換地処分後の土地」についてご説明させていただきます。

非農用地区域内の農用地とそれ以外の農用地に区分され、総面積は一番下の欄の109,269 m²となっています。この面積は、現地を測量していますので、「従前の土地」

農政課	<p>と比較しますと 3,257 m²増加しています。内訳は、株式会社○☆○☆○☆に換地される畑が 3 筆、78,032 m²となり、農作物栽培高度化施設の建設が予定されています。次に令和 4 年 4 月 25 日の農業委員会において転用の意見をいただきました、土地になりますが、○□○□○株式会社に換地される (非) 田 26,736 m²、(非) 畑 1,120 m²、合計で 27,856 m²となり、全体面積の約 26%となっています。次に法第 54 条の 2 第 6 項及び第 7 項の規定による土地ですか、道路が 3 筆 2,717 m²、水路が 4 筆 664 m²、合計で 3381 m²となり、従前の土地に対して、約 141 m²増加しています。</p> <p>これらの土地の評定価額は、最下段にあります約 9 億 4 千 7 百万円となっています。これは非農用区域内の土地の評価額が農地の評価額を大きく上回ることに よるものです。</p> <p>次に右側の特記事項ですが、最上段に、換地の基準となる面積を算出するための増減歩率の計算結果が記載されています。ここでは登記簿等により算出した従前地の面積に対して測量による換地面積を採用していますので、4.16%の増歩となっています。その下段は、換地清算金について記載されています。ここでは、一部の道路について不換地処分を行った関係で、株式会社○☆○☆○☆など関係権利者から徴収する増加した農用地面積に見合った清算金と、埼玉県及び白岡市に支払う減少した土地に見合った清算金がそれぞれ 2,219 万 4 千円となっています。</p> <p>次のページ以降の 4 枚は従前地の位置及び形状を、次の 4 枚は換地の位置及び形状を示した図面となっています。その次の 2 枚につきましては、換地についての面積計算書となっていますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>なお、お手元の資料については、会議終了後に回収をさせていただきますので、机の上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>農政課からの説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>はじめて資料を拝見いたしますが、先日、山梨県にある○☆○☆○☆の農場を視察する機会があったので行ってきました。山の上の方に施設がありまして、下の方には遊水地が設けられていました。白岡の現場では遊水地が出来ているのか、或いは必要ないのか。必要ないのであればその理由をお聞かせください。</p>
農政課	<p>○☆○☆○☆の現場につきましては、遊水地の設置の義務については法令等には ございません。山梨の現場につきましては、遊水地ではなく、○☆○☆○☆の施設 自体が水耕栽培ですので、その排水を一時的に貯めている施設であると聞いており ます。以上です。</p>
委員	<p>法的には遊水地を作る必要がないと云うことなんですね。</p>
農政課	<p>法律的には遊水地を作る義務はないと云う解釈になっております。</p>
委員	<p>開発している一帯が埋め立てして、整地されているんですけども、殆どが、</p>

	建物が出来るわけですが、そこに降った雨水がどこかへ流れ込むわけですが、その辺の問題はないのでしょうか。
農政課	篠津北東部一帯と考えますと、〇〇〇〇〇の建物の敷地については、法に定められた遊水機能を設置する義務があります。
委員	〇☆〇☆〇☆の進めている事業もハウスになるわけですね。路地でやるわけではないですね。
事務局長	<p>**委員がいろいろと疑問があることは重々理解しているところですが、今回の案件につきましては換地計画の案件でございます。土地利用につきましては、これまでも各委員から遊水機能についてご心配をされているご意見を賜っております。</p> <p>設置義務はないにしても、そう云った意見等は市から〇☆〇☆〇☆へ適切な配慮を願いたい旨を事あるごとに伝えてさせていただいています。具体的には、ハウスの立地計画が出てきた段階で、改めて説明していきたいと考えておりますが、如何でしょうか。</p>
委員	はい。わかりました。
議長	他にありますか。
委員	それでは3点ほどお伺いしたいと思います。先ず1点目は、地区総計表の中で、換地処分後の土地の欄に、〇〇〇〇〇に係わる土地だと思いましたが、非田、非畑と書いてありますが、畑と田を分けた理由をお伺いしたいと思います。〇☆〇☆〇☆の方は全部畑になっていますが、〇〇〇〇〇の方は田と畑に分かれているんですけども、どんな理由でこうなったのかお伺いしたいと思います。
農政課	〇〇〇〇〇の方につきましては従前の土地の地目が田と畑となっておりますので、そのまま換地をするものでございます。それと、〇☆〇☆〇☆の方につきましては、田と畑と原野、原野につきましては地目では田ですが、見沼代用水土地改良区の方にも除斥決裁金を支払ったこともあります。田から畑へと転用しておりますので畑の表記になっております。以上です。
委員	<p>個人的な意見ですけども、田も畑も現況としては同じようなので、(換地後の地目も)同じようにしてもいいのではと思いますけれども、結局やがては倉庫が立つのであれば倉庫敷と云うことで宅地に転用されるんだと思うんですけど。</p> <p>2点目ですけども、資料の最後から3枚目をご覧いただきたいと思うんですけど、〇☆〇☆〇☆の周りの方の西側に水路があるんですけども、〇〇〇〇〇の方にもありまけれども、この水路は実際には区画を区切って水路を掘るようにするのか、西側には黒沼用水が通っていると思うんですけども、その土手になるのかどうか、お聞かせいただければと思います。</p>
農政課	先ず、〇☆〇☆〇☆の方の換地処分される区域の脇にある水色で塗られております水路については、市へ換地され水路の構造物を設置いたしまして用水が流れるよ

	<p>うにいたします。一方、〇□〇□〇の方へ換地される区域の左側にあります水色で塗られている水路の部分ですが、こちらは埼玉県へ換地される土地でありまして、こちらにつきましては今現在とほぼ変わらないような法（斜面）、道路脇の路肩などに利用される予定でございます。以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございました。それでは最後にもう1点なんですけど、これも同じページにありますけれども、〇☆〇☆〇☆の周りに道路が出来ると云うことなんですけども、この道路の場所と云うのは、田んぼの中の道路を集約してここへ持ってきたのだと思うんですけども、この場所は市の考えによるものかどうか。また、この道路の幅員はどれくらいあるのか。また、南側とか東側は県道とか市道に面していて歩道があると思うんですけど、この道路の形態はどのようになるのか教えていただきたいと思います。</p>
<p>農政課</p>	<p>先ず、この道路の位置ですが、市と〇☆〇☆〇☆とで土地利用に支障が生じない位置に設定をいたしました。それと、この道路の設置の目的ですけれども、篠津の集落から県道春日部菖蒲線の東側のエリアに貫ける農道が何本か〇☆〇☆〇☆に換地する区域の中にありましたので、その代替として設置をしております。</p> <p>設置理由につきましては、県道春日部菖蒲線、或いは白岡市の都市計画道路篠津柴山線を農耕者で走るのは非常に危険を感じるという事ですので、中にあった道路をこの位置に付替えしております。幅員につきましては、この道路は砂利敷となりまして、砂利を敷いている部分の幅員が約3.5メートル、区域全体の幅員は4.5メートルを標準としております。それと、歩道との兼ね合いでございますが、市道篠津柴山線につきましては、元の篠津分署の辺りが高く、春日部菖蒲線との交差点の方が低い坂道の形状となっております。この砂利道の高さにつきましては、春日部菖蒲線と篠津柴山線の交差点当たりの高さと概ね同じ高さで水平の状態を保っておりますが、春日部菖蒲線及び篠津柴山線の歩道と砂利道の間に水路がありますので、歩道とは分離された状態となります。以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございました。実態的には〇☆〇☆〇☆の農耕者、近隣住民の方の通行のための道路であると理解してよろしいでしょうか。それと、この道路と〇☆〇☆〇☆の敷地との境にフェンスなどを設置するのと思ったんですけど、如何でしょうか。</p>
<p>農政課</p>	<p>先ず、この道路の実態ですが、今のところ〇☆〇☆〇☆と話をしている段階では、〇☆〇☆〇☆の作業はハウスの中で完結すると云うことですので、この付替えた道路を〇☆〇☆〇☆の職員なり作業者が常時通行することは極端に少ないと云うことをうかがっております。あくまでも近隣の耕作者等が安全に移動するために作ったものとなっております。また、〇☆〇☆〇☆の敷地と付替えた道路の高さの関係もほぼフラットとなっております。間にフェンス等を設置する予定は、今のところ無いと云うかしております。</p> <p>今後、防犯上設置する可能性はあるかもしれませんが、現時点では設置の予定は無いと云うかしております。以上です。</p>

委員	<p>表紙を見ると、この換地計画書と云うのは、事業主体名が株式会社○☆○☆○☆、換地図の中には○□○□○が出てきているんですけど、これは連名ではなくてもよろしいのですか。</p>
農政課	<p>事業主体は○☆○☆○☆1社となっております。換地計画に記載されております○☆○☆○☆につきましては、土地所有者としての○☆○☆○☆でございますことから、○☆○☆○☆と○□○□○、それと、埼玉県、白岡市となっております。以上です。</p>
委員	<p>そうすると○□○□○は土地の所有者ではないのですか。</p>
農政課	<p>土地の所有者でございます。</p>
委員	<p>その辺がよく理解できていないんですけども、当初○☆○☆○☆が開発をされると云うことで、○□○□○は表に出ていませんでした。その後道路の南側の部分を○□○□○が取得をして物流施設を作ると云う展開になっていたわけですね。それで、この換地の中では計画書は○☆○☆○☆が作って、○□○□○は、その辺でどう云う立場にいるのですか。</p>
農政課	<p>先ず、表紙に事業主体株式会社○☆○☆○☆、つまり、この土地改良事業を行っている会社は○☆○☆○☆1社で土地改良事業を進めております。土地改良事業を進めていく中で、事業主体と土地所有者は分けて考えていただければと思います。</p> <p>事業主体は土地改良事業そのものを仕切っている方で、換地を受ける方と云うのはこの土地改良事業の中に土地を持っている方々が換地を受けます。このようなことから本事業は両方とも○☆○☆○☆なので理解しにくい面がございますが、事業主体と土地所有者は別であるとの考え方を持っていただけたら理解しやすいと思います。</p>
委員	<p>そこまでは理解しました。それで、○□○□○が物流施設を作って、その物流施設は○☆○☆○☆が生産した作物のための物流施設となるのでしょうか。</p>
農政課	<p>昨年の4月の農業委員会総会の場において、株式会社○☆○☆○☆から○□○□○への所有権移転の農地転用をお諮りいただいたところございまして、元の地権者から○☆○☆○☆が土地を買収いたしました。昨年の4月の段階で○☆○☆○☆から○□○□○へ所有権が移転しております。それと、○□○□○が作っている物流倉庫ですが、今後の事業といたしましては、○☆○☆○☆とは別々の行動を執るとうかがっております。つきましては、○☆○☆○☆で生産した農作物を○□○□○の倉庫に搬入し発送することはないとうかがっております。</p>
委員	<p>何故これを確認しているかと云うと、この地域は他にも広大な遊休農地が残っておりますが、この事業が一つのモデルとなって、○☆○☆○☆みたいな他の事業体が出てきて、その事業体が土地を取得して、取得した土地の一部分は物流施設などの事業を運営される方に売却して、そこで、その資金を得て農作物を作るための施設整備をしたいと云うのが今後モデルとして出てくるように思うんですけど、</p>

<p>事務局長</p>	<p>市として、そのような考え方で整理していらっしゃるのでしょうか。</p> <p>それは私の方から説明させていただきます。今回あのような形で〇〇〇〇〇が物流倉庫を立地することとなったわけです。物流倉庫については賛否両論あるとは思いますが、〇〇〇〇〇もその辺はよく理解されておりまして、〇〇〇〇〇としては市の方に何らかの貢献をしたいとの意向があり、今後、防災協定を結んで、市民の避難場所ですとか、市の防災用品の備蓄などと云った協力を視野に入れて、安心安全課の方と防災協定を結ぶ段取りを進めているところでございます。</p> <p>今後につきましても、あそこの一帯は総合振興計画上では開発を検討するような区域と、農業を保全する区域と両方掛かっているわけですが、そう云った兼ね合いから、今後本件と同じような提案が出てきたときに、非農用地の使い方につきましては、市としても十分市民に配慮したような使い方を事業者側と協議して参ります。本事業は土地改良事業で一部非農用地として設定し開発されておりますが、今後、本事業とは異なり全体的に都市的開発をされるようなものにつきましても、他部署で地域に悪影響の無いように事業者側と協議を進めて参りますので、御理解をいただきたいと思っております。また、あの一帯は都市的開発が非常に困難な区域となっておりますので、向こう数年の間で大規模な開発が行われることは無いかと思われまます。また他の遊休農地につきましても、南側につきましてもは今後話が具体化してきた段階で皆様方に説明申し上げたいと思っておりますが、引続き〇☆〇☆〇☆の方で第2期事業の検討をされているようでございますので、現在、個々に地権者宅を訪問し説明を行っているところでございます。</p> <p>先程、**委員から現場視察のお話がありましたが、それにつきましては、〇☆〇☆〇☆の意向で、地権者の方に山梨の圃場を見学していただきたいとのことで、声掛けして行かれたものとなっておりますので、御理解いただきたいと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>よくわかりました。今説明をいただきまして安心をしたところなんですけど、やはり、あれだけ広大な土地を取得されて、その一部が農地以外の物流センターとかになるわけですが、ジャンクションが出来た関係で物流センターが増えていきますよね。今後あのような施設が増えていくことが予想されますが、白岡は種地が多くあることから、市としては、その辺を上手に指導されて行ってもらいたいとの思いで確認をさせていただきました。ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>他にありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>今の話の中で、南側の方で〇☆〇☆〇☆が昨年の11月の中頃から、個別に地権者回りを開始し、北側と同じような条件で買収したいと云う話は、実際に担当者の方が回っております。私も地権者の一人なんですけども、その関係で先日山梨の方へ行ったんですけども、同じ地権者の中にはですね、ただ単に〇☆〇☆〇☆に一括して売却するのではなくて、折角だから市のために、或いは地元のために何か残るもの、先程事務局長が云ったように、例えば防災拠点であるとか。そう云ったものを何か将来に住民が役立つようなものを残したいと考えている地権者もおります。</p> <p>従って、そのようなものを、市の方へお願いしながら、或いは〇☆〇☆〇☆にも</p>

議長	<p>お願いしながら、進めていかれると思いますので、ご報告いたします。</p> <p>＊＊委員が云われたように、○☆○☆○☆だけでなく白岡のために協議しながら進めてもらえればいいのかと思います。</p>
議長	<p>あとはよろしいでしょうか。</p> <p>[なしと云う声あり。]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。本案につきましては白岡市からの依頼のとおり同意し、市へ回答することで御異議ございませんか。</p> <p>[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第1号については、原案に対し同意することと決定いたします。</p>

日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議長	<p>日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。総会資料の3ページを御覧願います。番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は246.87aで、全て耕作又は自己保全管理がされており、農業従事者は家族2名と臨時従事者が1名となっております。農業従事日数は300日、農機具等については、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、その他、乾燥機、もみすり機、軽トラック等を所有しております。</p> <p>このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。簡単ですが、説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を＊＊委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>今回申請の番号1、上野田字赤砂利＊＊＊番＊、地目畑、＊＊＊㎡、3条申請について、1月16日に事務局職員とともに現地を確認いたしました。現地案内図は1ページをご覧ください。</p> <p>申請地は多少雑草が生えておりましたが農地として使用されており、譲受人も農機具等を所有しており、所有する農地は全て耕作又は自己保全管理がされております。申請地については＊＊＊㎡家庭菜園程度の農地であり、譲受人の自宅から約1.8kmありますが、軽トラック等を所有しており耕作されると判断しました。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。以上です。</p>

議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第2号については、原案のとおり決定します。
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	
議長	日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は5件でございます。総会資料の4ページを御覧願います。番号1につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。譲受人につきましては、現在市外の賃貸住宅に居住しておりますが、近く子供が生まれるため、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号2につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。譲受人につきましては、市外の賃貸マンションにて生活しておりますが、子供が生まれ、るため、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号1及び2の現地確認の報告を**委員にお願いいたします。
委員	今回申請の議案第3号、番号1小久喜字里****番*、田、***㎡、番号2小久喜字里****番*、田、***㎡の5条申請について、1月20日に現地確認を確認いたしました。申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化として発展する

	<p>可能性が高い場所です。更に申請地は駅、市役所から300m以内であり上水道やガス管等が埋設された道路の沿道にあり、なお且つ、病院、コミュニティセンター△△△の二つが申請地から500mの範囲に存在し、市街化が著しい区域です。</p> <p>なお、転用の理由は事務局の説明のとおりです。また、申請地は現在農地として使用されており違反等はされておりません。従いましてこの案件については転用理由や付近の状況から転用についてはやむを得ないと判断いたしました。現地案内図は2ページをご覧ください。皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺ひします。御意見・御質疑等がございましたらお願ひいたします。</p> <p>[なしと云う声あり。]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p>[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第3号については、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>以上をもちまして、議案第1号から第3号に係る議事を終了いたします。</p>
<p><u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>	
<p><u>協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>	
議長	<p>引き続き協議報告会を開催いたします。</p>
議長	<p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回の報告は1件でございます。総会資料の6ページ目を御覧願ひします。番号1 につきましては、長屋住宅敷のための転用です。</p> <p>協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は2件でございます。総会資料の7ページ目を御覧願ひします。号1につきましては、駐車場敷のための転用です。番号2 につきましては、分譲住宅敷のための転用です。簡単ですが、説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺ひします。御意見・御質疑等ございましたらお願ひいたします。</p> <p>[なしと云う声あり。]</p>

議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は5件でございます。総会資料の8ページから9ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、令和4年12月15日に解約があったものです。理由は、賃借人が高齢のため、耕作が出来なくなったことによるものです。 番号2につきましては、令和4年12月8日に解約があったものです。理由は、賃借人の死亡によるものでございます。 番号3につきましては、令和4年12月16日に解約があったものです。理由は、賃借人が高齢のため、耕作が出来なくなったことによるものです。 番号4につきましては、令和4年12月16日に解約があったものです。理由は、賃借人の死亡によるものでございます。 番号5につきましては、令和4年12月1日に解約があったものです。理由は、賃借人の死亡によるものでございます。 番号6につきましては、令和4年11月30日に解約があったものです。理由は、賃借人が高齢のため、耕作が出来なくなったことによるものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項4 その他</u>	
議長	続きまして、協議報告事項4 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項4 その他について でございますが、一つ目としまして、農地利用最適化推進1・1・1運動報告書の提出について でございます。 埼玉県農業会議から委員の皆様のご活動状況について報告を求められております。記載例等を御参照のうえ、次回総会時までには御報告をお願いいたします。 令和4年度 農地活用世話人活動実績報告について でございます。 委員の皆様にお支払いする能率給の計算のために必要となります。令和4年度に委員の皆様が行っていただきました農地活用世話人活動につきまして、記載例等を参照のうえ、こちらも次回総会時までには御報告と提出の方をお願いいたします。 続きまして、農地転用等許可後の現地確認について でございます。

<p>事務局</p>	<p>こちらにつきましては、令和3年1月から12月までの議案といたしました3条、4条及び5条の案件の内、未完了、未提出分について、完了届未提出分につきまして、目的通りの利用がされているかの確認をお願いいたします。担当する委員さんのみに資料の方を配布しております。</p> <p>別添の議案書のコピーの各案件に、担当する委員さんの名前を入れてありますので現地確認をお願いいたします。確認結果については、依頼文書の記載例を参考に記入をお願いします。結果を記入した議案書のコピーにつきましては2月総会時に提出をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして、農業委員会活動記録の提出について でございます。</p> <p>皆様、ご提出の方ありがとうございました。返却につきましては来月の資料配付時に返却させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>来月の農地パトロールについて でございますが、2月は7日と21日を予定しております。7日につきましては、江原委員・篠津地区推進委員、21日につきましては荒井委員・大山地区推進委員となっております。こちらにつきましては必要に応じて日程変更などをお願いします。また、日程変更を行った際につきましては、事務局まで連絡をお願いします。7日と21日で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響などによりパトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。</p> <p>続きまして、来月総会について でございます。2月につきましては24日の金曜日午前9時からを予定しております。議事録署名委員の岡安委員、岩上委員につきましては来月の総会の際に署名をお願いします。</p> <p>最後に来年度の総会の日程について でございます。別紙でお配りしてありまして、こちらの方に来年度、今年度の4月から来年の3月までの日程表となっております。今年は改選を控えてありまして、7月19日に現職の委員にて最終の会議を開催させていただきまして、翌日7月20日に臨時総会を開催し、新しい委員、継続される委員も含めて、その際に任命の式などをやらせていただければと思っております。それ以外の日程などについても併せてご確認いただきたくお願い申し上げます。以上で、協議報告事項4その他を終わりにさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。</p>
<p></p>	<p>[なしと云う声あり。]</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p>
<p></p>	<p>[終了午前10時1分]</p>